

特集《著作権》

知っておきたい著作権判決例（その3）

—TRIPP TRAPP（令和5年）事件—



令和6年度著作権委員会第3部会 **山崎 理恵**

要約

以前紹介した TRIPP TRAPP⁽¹⁾ 子供用椅子事件の控訴審である。著作物性を肯定した平成27年の知的財産高等裁判所判決⁽²⁾後、同一製品について同裁判所においてその著作物性が否定された点に特徴がある。

応用美術に関する裁判所の判断傾向を理解する上で、弁理士として知っておくべき裁判例である。

子供用椅子（応用美術）の「著作物」該当性が争われた事例

知財高判令和6年9月25日 令和5年（ネ）第10111号
原審：東京地判令和3年（ワ）第31529号

目次

1. 事案の概要
2. 原審の判断
 2. 1 原告製品の特徴の認定
 2. 2 規範
 2. 3 原告製品と被告製品の対比
 2. 4 原告製品の著作物性
3. 控訴審の判断
 3. 1 原告製品の特徴の認定
 3. 2 規範
 - (1) 量産される実用品を著作権で保護することの問題点
 - (2) 量産される実用品は意匠権で保護すべきである。
 - (3) 美術工芸品とは
 - (4) 量産される実用品に著作物性が認められる要件
 3. 3 原告製品と被告製品との対比
 3. 4 原告製品の著作物性
4. 考察
 4. 1 原告製品について
 4. 2 判決に対する所見
 - (1) 「思想感情を創作的に表現」（法2条1項1号）
 - (2) 「実用的な機能と分離」
 - (3) 「美的鑑賞目的」
 4. 3 美術工芸品とは
 - (1) 辞書の定義
 - (2) 文化庁の定義
 - (3) 裁判例における定義
 4. 4 美術工芸品たる応用美術
5. おわりに

1. 事案の概要

子供用椅子「TRIPP TRAPP」（以下「原告製品」）は、家具デザイナーのピーター・オプスヴィックによりデザインされ、その著作権はピーター・オプスヴィック・エイエス（以下「原告オプスヴィック社」）に譲渡された。原告オプスヴィック社はストッケ・エイエス（以下「原告ストッケ社」）に独占的利用権を許諾し、原告ストッケ社は原告製品を製造販売している。

被告は被告製品 1 および 2 を製造販売し、原告らはこれが著作権侵害に当たるとして差止めおよび損害賠償を請求した。原審では原告らの主張が認められず、原告らは控訴した。

なお、原告らは不正競争防止法及び一般不法行為に基づく請求も行っているが、本稿では著作権法上の争点のみに着目する。



図1 左から「原告製品」「被告製品 1」「被告製品 2」

2. 原審の判断

2. 1 原告製品の特徴の認定

原審は、特徴①～⑥を総合し、「究極的にシンプルでシャープな印象を与える直線的構成美」を表現上の特徴と認定した。

特徴①：左右一対の側木の2本脚の間に、座面板及び足置板が床面と平行に固定されている点

特徴②：左右方向から見て、側木と脚木が約66度の鋭角による略L字型の形状を形成している点

特徴③：座面板と足置板を側木内側にはめ込んで直接固定し、その余の固定部材を省いた点

特徴④：前後方向からみて、座面板、足置板、横木及び背板と、側木が垂直に交わって直線的要素が強調されている点

特徴⑤：左右方向からみて、側木については、これを一直線とし、その上端の2隅を直角とし、脚木についても、これを一直線とし、その先端側と後端側の各2隅の角度を略左右対称とした点

特徴⑥：上下方向からみて、座面板と足置板の前部を直線状の形状とし、その2隅を直角とした点

2. 2 規範

原審は、著作物性の判断基準としていわゆる「分離可能性説」⁽³⁾を採用した。

「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり（著作権法2条1項1号）、美術の著作物には、美術工芸品が含まれる（同条2項）。そして、美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当すると解するのが相当である。」

2. 3 原告製品と被告製品の対比

原審は、被告製品1および2は原告製品の直線的構成美を欠き、非類似と判断した。

「被告製品1及び2は原告製品が表現する直線的構成美を明らかに欠く」「原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができない。」

2. 4 原告製品の著作物性

原審は、著作物性について明言を避けつつ、仮に著作物性を認めても、デッドコピーでない限り特徴を直接感得できないとした。

「原告製品の上記直線的構成美は、究極的にシンプルであるがゆえに椅子の機能と密接不可分に関連し、当該機能といわばマージするといえるものの、仮に、これに著作物性を認める立場を採用した場合であっても、基本的にはデッドコピーの製品でない限り、製品に接する者が原告製品の細部に宿る上記直線的構成美を直接感得することはできない。」

3. 控訴審の判断

原告らと控訴人らは同じであるため、本稿ではひきつづき控訴人を「原告」、控訴人製品を「原告製品」という。

3. 1 原告製品の特徴の認定

控訴審は特徴①～③を顕著な特徴として認定した。

「特徴①から特徴③まで及び側木と脚木をそれぞれ一直線とするデザインという本件顕著な特徴があり、これにより原告製品の直線的な形態が際立ち、洗練されたシンプルでシャープな印象を与えるものとなっていると認められる。」

3. 2 規範

裁判所は量産される実用品は意匠法で保護すべきとし、「分離可能性説」を採用した。

(1) 量産される実用品を著作権で保護することの問題点

「作成者の何らかの個性が発揮されていれば、量産される実用品の形状等についても、著作物性を認めるべきであるとの考え方を採用したときは、これらの実用品の形状等について、審査及び登録等の手続を経ることなく著作物の創作と同時に著作権が成立することとなり、著作権に含まれる各種の権利や著作者人格権に配慮する必要から、著作権者の許諾が必要となる場面等が増加し、権利関係が複雑になって混乱が生じることとなり、著作権の存続期間が長期であることとも相まって『公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する』という著作権法の目的から外れることになるおそれがある。」

(2) 量産される実用品は意匠法で保護すべきである

「実用品は、それが美的な要素を含む場合であっても、その主たる目的は、専ら実用に供することであって、鑑賞ではない。実用品については、その機能を実現するための形状等の表現につき様々な創作・工夫をする余地があるとしても、それが視覚を通じて美感を起こさせるものである限り、その創作的表現は、著作権法により保護しなくても、意匠法によって保護することが可能であり、かつ、通常はそれで足りる」

(3) 美術工芸品とは

「著作権法2条2項は、『美術の著作物』には『美術工芸品』を含むものとする旨規定しており、同項の美術工芸品は実用的な機能と切り離して独立の美的鑑賞の対象とすることができるようなものが想定されていると考えられる」

（4） 量産される実用品に著作物性が認められる要件

「実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる」（下線は筆者）

3. 3 原告製品と被告製品との対比

被告製品はいずれも原告製品の顕著な特徴を欠き、非類似と判断した。

「原告製品の形態が表現する、直線的な形態が際立ち、洗練されたシンプルでシャープな印象とは異なるものとなっているのであって、被告各製品から原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできない。」

3. 4 原告製品の著作物性

控訴審は「分離可能性説」により著作物性を否定した。

原告製品の顕著な特徴①乃至③は、「そのいずれにおいても高さの調整が可能な子供用椅子としての実用的な機能そのものを実現するために可能な複数の選択肢の中から選択された特徴である。」

「これらの特徴により全体として実現されているのも椅子としての機能である。したがって、本件顕著な特徴は、原告製品の椅子としての機能から分離することが困難なものである。

すなわち、本件顕著な特徴を備えた原告製品は、椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということではできない。また、原告製品は、その製造・販売状況に照らすと、専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない。」（下線は筆者）

4. 考察

4. 1 原告製品について

原告は、原審において原告製品について以下の説明をしている。

「原告製品は、昭和47年頃から世界中で販売されており、日本でも昭和49年頃から現在に至るまで販売され続けているベストセラー・ロングセラー商品である。原告製品の世界累計販売台数は、1200万台を超えている。」

「原告製品に著作物が認められるという結論は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン及びスイス等の裁判所においても認められている。」

また、原告製品は、ニューヨーク近代美術館（MoMA）、パリのポンピドーセンターなど複数の近代美術館で展示・所蔵されている⁽⁴⁾。

なお、原告製品にかかる商品形状は、令和6年1月12日付けにて立体商標として登録されている（商標登録第6769295号）。

4. 2 判決に対する所見

（1）「思想感情を創作的に表現」（法2条1項1号）

デザイナーのピーター・オプスヴィックは音楽家、画家でありかつその創作した家具で数々の賞を受賞した世界有数のデザイナーである⁽⁵⁾。彼は、子供を家族の一員として大人と対等に扱うという哲学のもと、子供が成長とともに家族と同じ食卓につくことができる椅子として原告製品を創作した⁽⁶⁾。

裁判所は特徴①～③を「機能達成のための選択」と認定し、「思想感情を創作的に表現」したことを否定している。しかし、オプスヴィックの哲学に基づき創作されたことを踏まえれば、思想感情の表現を否定するのは妥当でないと考える。

（2）「実用的な機能と分離」

実用品において、機能と完全に分離した創作を想定することは困難である。例えば、一見「分離可能」とみえる

襖絵であっても、実用機能たる襖と柱と間取りが構成する空間全体の美観を考慮して創作される。

椅子の機能から切り離せない特徴は評価しないとする「分離可能説」に従えば、オランダのモダニズム運動・スタイルの理念を最も分かりやすく体現するといわれている「赤と青の椅子」⁽⁷⁾ですら著作物性を否定する結論となる。

また、一品制作ではなく一般販売された岡本太郎の「手の椅子」については、椅子の機能から切り離せない部分がないため、著作物ではないという結論となり妥当ではない。



図2 ヘーリット・トーマス・リートフェルト「赤と青の椅子」⁽⁸⁾



図3 岡本太郎作品「手の椅子」⁽⁹⁾

（3）「美的鑑賞目的」

裁判所は、「もっぱら美的鑑賞目的に創作されたものと認めることもできない。」として原告製品の著作物性を否定する。

しかし、原告製品は、MoMAをはじめとする欧米の近代美術館で展示・所蔵されており、現に「美的鑑賞目的」で利用されている事実は無視できない。

4. 3 美術工芸品とは

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである（著作権法2条1項1号）。美術の著作物には、美術工芸品が含まれる（同条2項）。著作権法上、「美術工芸品」の定義はない。

（1）辞書の定義⁽¹⁰⁾

「美術工芸品」という用語はない。「美術品」（書画・彫刻・工芸など、美術の作品。）及び「工芸品」（工芸によって制作された作品。漆器・陶磁器・染織品・木工品など。）が、それぞれ定義されている。

（2）文化庁の定義⁽¹¹⁾

「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して『美術工芸品』と呼んでいます」（下線は筆者）

（3）裁判例における定義

次に応用美術に関する裁判例において「美術工芸品」がどのように定義付けまたは説明されているかを確認する。（下線は筆者）

① 博多人形事件⁽¹²⁾

お土産ものとして量産される人形（博多人形）について争われた事件である。

本件人形は、量産されて産業上利用されることを目的として制作されているが、美術工芸的価値があるため美術工芸品として保護されるべきであるとした。

「著作権法の対象となる著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものでなければならないが、前記認定のとおり本件人形『赤とんぼ』は同一題名の童謡から受けるイメージを造形物として表現したものであつて、「その姿体、表情、着衣の絵柄、色彩から観察してこれに感情の創作的表現を認めることができ、美術工芸的価値としての美術性も備わっているものと考えられる。従つて、本件人形は著作権法にいう美術工芸品として保護されるべきである。」

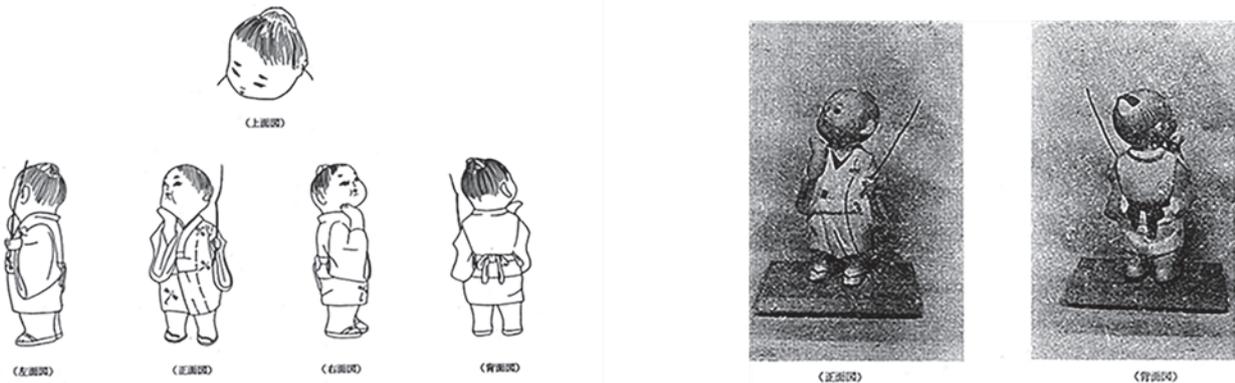


図4 本件人形

② 仏壇彫刻事件⁽¹³⁾

木彫り彫刻を型取り、樹脂を注入して量産される仏壇彫刻について争われた。

この裁判例では「美術」を丁寧に分析し、美術工芸品は、「既成の純粹美術の技法を一品製作に応用する場合」としている。

「美術は、(1) 個別に製作された絵画・版画・彫刻の如く、思想または感情が表現されていて、それ自体の鑑賞を目的とし、実用性を有しない純粹美術と、(2) 実用品に美術あるいは美術上の感覚・技法を応用した応用美術に分かれ、後者すなわち応用美術はさらに、(イ) 純粹美術として製作されたものをそのまま実用品に利用する場合、(ロ) 既成の純粹美術の技法を一品製作に応用する場合（美術工芸品）、及び、(ハ) 右純粹美術に見られる感覚あるいは技法を画一的に大量生産される実用品の製作に応用する場合等に細分されている」

なお、この件では、いわゆる「純粹美術説」⁽¹⁴⁾をとっている。



図5 本件彫刻

③ ファッションショー事件⁽¹⁵⁾

ファッションショーにおけるモデルの髪型やコーディネート、そのポーズ等について争われた。

ここでは美術工芸品は、「鑑賞を目的とするもの」と定義されている

「著作権法上、美術工芸品が美術の著作物に含まれることは明らかである（著作権法2条2項）ものの、美術工芸品等の鑑賞を目的とするもの以外の応用美術に関しては、著作権法上、明文の規定が存在せず、著作物として保護されるか否かが著作権法の文言上明らかではない。」「一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される」

なお、本件は、いわゆる「分離可能説」を最初に提言したとされる事件である。

④ 平成27年TRIPP TRAPP事件⁽¹⁶⁾

今回と同じ原告らが同じ原告製品について提訴した（被告は異なる）。ここでは、美術工芸品は「主として鑑賞を目的とする工芸品」としている。

「著作権法10条1項4号の規定内容に鑑みると、『美術工芸品』は、同号の掲げる『絵画、版画、彫刻』と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解される。」

なお、本件では、いわゆる「美の一体性説」⁽¹⁷⁾を唱え、原告製品の著作物性を肯定した。

スタイリッシュハイチェア NewYorkBaby

形態：下記の写真のとおり。



形態：下記の写真のとおり。



図6 左から「原告製品」「被告製品」

⑤ タコの滑り台事件⁽¹⁸⁾

タコの滑り台について著作物性が争われた事件。いわゆる「分離可能性説」が適用され、実用機能と分離することのできる天蓋部分（タコの頭の一部）はありふれているため著作物性が否定された。

ここでは、美術工芸品は「一品製作」のものと定義されている。

「応用美術には、一品製作の美術工芸品と量産される量産品が含まれるところ、著作権法は、同法にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする（同法2条2項）と定めている」



図7 本件原告滑り台

4. 4 美術工芸品たる応用美術

以上を前提とすると、美術工芸品の範囲は必ずしも一点制作の作品に限定されるものではなく、量産品であっても鑑賞の対象となる場合には「美術工芸品」として評価し得ると考える。

文化庁が保護対象とする「美術工芸品」は、もともとは日用品として利用されていたものが、時間の経過により美術的・歴史的価値を認められるに至った文化財である。

この観点からすると、本件原告製品のように、当初は実用品として量産された製品であっても、後に価値が認められ、世界的な美術館において鑑賞の対象とされている場合には、「美術工芸品」と位置づけても妥当性を欠かないと考えられる。

加えて、当該製品のように時間を経て芸術的評価を得た場合、新規性欠如のため意匠法上の保護は認められない。他方で、著作権法による保護についても、その存続期間が過度に長期となるわけではなく、制度上の均衡を損なうおそれは小さい。

さらに、応用美術において創作者の思想・感情を直接感得し得るものは、実際にはほぼデッドコピーの範囲にとどまると推測される。このため、応用美術に著作物性を認めたとしても、文化の発展や産業の発達を阻害する弊害は限定的であるといえよう。

5. おわりに

芸術が理解されるには時間がかかる。ゴッホもルノワールも生前は全く評価されなかった。本件のような量産品であっても、美術館で展示され鑑賞の対象となった以上、美術工芸品として著作権保護を認めるべきであると考えられる。

実用品に内在する美的価値を見出そうとする発想は、決して新しいものではない。十九世紀末のアーツ・アンド・クラフツ運動では、ウィリアム・モリスらが、機械化の進む社会において、生活の道具を美しくしようとする試みを促した⁽¹⁹⁾。

原告製品のように、生活の中に思想や造形美を具現化した作品は、まさにその流れを継ぐものであり、実用と芸術の重なるところに創作性を発揮したものとして評価すべきである。

なお、原告製品は立体商標として登録されたので、原告の商標権は半永久的に存続することとなった。

しかし、筆者は著作物と認定して欲しかったと思うのである。この椅子のデザイナーはその製品に紛れもなく「思想感情を創作的に表現」しており、それはこの椅子に触れる人々に伝承されていると思うからである。

(注)

(1)「TRIPP TRAPP」商標登録第 4203473 号（権利者：ストッケ・アーエス、指定商品：家具等）

- (2) 知財高判平成 27 年 4 月 14 日（平成 26 年（ネ）第 10063 号）〔TRIPP TRAPP 事件〕
- (3) 「分離可能説」 実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができるものについては、美術の著作物として保護すべきである。（高林龍『標準著作権法〔第 5 版〕』48-50 頁 有斐閣 2022）
- (4) Tripp Trapp Chair を所蔵または展示した美術館の例とその WEB ページを挙げる：
 ニューヨーク近代美術館（MoMA）（<https://www.moma.org/collection/works/150067>）
 ポンピドーセンター（パリ）（<https://opsvik.no/works/exhibitions/centre-pompidou>）
 ヴィクトリア&アルバート博物館（V&A）／Museum of Childhood（ロンドン）
 （<https://www.stokkelovers.com/2018/04/tripp-trapp-in-new-exhibition-at-museum.html>）
- (5) Stokke A/S 「Still Setting the Standard」WEB ページ（https://www.stokke.com/JPN/ja-jp/ct/blog/stokke-stories-learn-about-tripp-trapp/TT_article_Opsvik.html?fdid=stokke-stories-learn-about-tripp-trapp）
- (6) ピーター・オプスヴィックの哲学について参考：ヒルズライフ HILLS LIFE 「誕生から 50 年！〈ストッケ〉の名作チェア《トリップトラップ》が紡ぐ親子の絆 - TEXT BY Akane PHOTO ©STOKKE AS
 （<https://hillslife.jp/lifestyle/2022/07/27/stokke-tripp-trapp-50th-anniversary/>）
- (7) 高島直之監修 橋本優子+菅谷富夫+肴倉睦子 編 『デザイン史を学ぶクリティカル・ワーズ』71 頁 株式会社フィルムアート社 2015
- (8) カッシーナ・イクスシー 「635 RED AND BLUE」<https://www.cassina-ixc.jp/shop/g/gred-and-blue>
- (9) 広島経済新聞「広島で『世界の椅子 100 選展』—岡本太郎デザイン『手の椅子』も」（2011.10.26）
<https://hiroshima.keizai.biz/headline/1223/>
- (10) 『デジタル大辞泉』小学館（Web 版）より引用
- (11) 文化庁「有形文化財（美術工芸品）」文化庁ウェブサイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei
- (12) 長崎地判昭和 48 年 2 月 7 日（昭和 47 年（ヨ）第 53 号）〔博多人形事件〕
- (13) 神戸地判昭和 54 年 7 月 9 日（昭和 49 年（ワ）第 291 号）〔仏壇彫刻事件〕
- (14) 「純粹美術説」 通常美術の著作物とは異なって、「もっぱら美を追求して制作された」、「純粹美術としての高度の美的鑑賞性を有する」といった高度の美的な干渉性・創作性を要求する立場をいう。（高林龍『標準著作権法〔第 5 版〕』48-50 頁 有斐閣 2022）
- (15) 知財高判平成 26 年 8 月 28 日（平成 25 年（ネ）第 10068 号）〔ファッションショー事件〕
- (16) 知財高判平成 27 年 4 月 14 日（平成 26 年（ネ）第 10063 号）〔TRIPP TRAPP 事件〕
- (17) 「美の一体性説」 著作権と意匠権による重複保護を広く許容し、応用美術と純粹美術とを区別せずに著作物と認めるもの（中川隆太郎「応用美術（2）—美の一体性説」『判例 100 選〔第 7 版〕』16-17 頁 有斐閣 2025）
- (18) 東京高判令和 3 年 12 月 8 日（令和 3 年（ネ）第 10044 号）〔タコの滑り台事件〕
- (19) 高島直之監修 橋本優子+菅谷富夫+肴倉睦子 編 『デザイン史を学ぶクリティカル・ワーズ』25 頁 株式会社フィルムアート社 2015

（原稿受領 2025.10.17）